

県税の納税について



申告・納税の時期

県税の申告期限と納税の時期は、次のとおりです。

税目	申告期限	納期	納める方法	
個人の県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町へ提出	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町へ納入	特別徴収	
	(所得が公的年金のみの方は、申告不要)	4月1日現在65歳以上の公的年金受給者は、年金受給時	特別徴収	
	給与、公的年金以外の所得がある方は、3月15日まで(所得税の確定申告をした人は不要)	一般的には6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収	
法人の県民税	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内(場合により申告期限の延長適用あり)	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内	申告納付	
県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ	申告納入	
県民税配当割	毎月分を翌月10日まで(ただし、源泉徴収選択口座内配当等に係るものについては、毎年分を翌年1月10日まで)	申告と同じ	申告納入	
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで	申告と同じ	申告納入	
個人の事業税	3月15日まで(所得税の確定申告や個人県民税の申告をした人は不要)	8月、11月(税額が1万円以下の場合には8月のみ)	普通徴収	
法人の事業税(及び地方法人特別税)	法人県民税と同じ	法人県民税と同じ	申告納付	
地方消費税(国内取引)	確定申告は、個人事業者が翌年の3月末日まで、法人が課税期間の末日の翌日から2か月以内(消費税と併せて国(税務署)に行う。)	申告と同じ	申告納付	
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収	
県たばこ税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納付	
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日まで	申告と同じ	申告納入	
自動車取得税	登録又は届出のとき	申告と同じ	証紙徴収	
軽油引取税	毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納入	
自動車税	新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたとき	5月	普通徴収	
		新規登録の時	証紙徴収	
鉦区税	—	5月	普通徴収	
核燃料税	価額割	核燃料を挿入した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで	申告と同じ	申告納付
	出力割	4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の各課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内		
狩猟税	—	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収	

県税豆知識 その7 県税を納める方法について

- ・申告納付 納税者が納税すべき税額を自分で計算し、申告して納税する方法
- ・申告納入 経営者などが県に代わって税金を受け取り、申告して納税する方法
- ・普通徴収 県から送られる納税通知書により納税する方法
- ・特別徴収 給与支払者など税金の徴収に便宜を有する者が、県に代わって税金を受け取り納税する方法
- ・証紙徴収 県で発行する証紙を申告書等に貼って納税する方法